

第4章 実施計画

本計画では、基本目標である「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を達成するため、二つの基本方針を定めて、その方針に従い、数値目標である計画目標を設定しております。

実施計画は、その基本方針に基づいた、または、計画目標を達成するための具体的施策について取りまとめたものです。



施策1 再資源化の推進

1.1 建設系廃棄物選別施設の活用

建設工事から発生する廃棄物は現場で分別して排出することが基本とされておりますが、現場内では分別することが困難で建設混合廃棄物として排出せざるを得ないものについては、選別によりさらに再生利用の向上を目指すことが重要です。

このことから、市内の選別施設の処理体制が充実し、活用されやすいような環境づくりを行います。

1.2 札幌市リサイクル団地の処理施設整備

札幌市リサイクル団地は、リサイクル推進を目的に、廃棄物処理の中核となる最先端かつ独自性を持つ処理施設群を整備したものです。

札幌市における産業廃棄物の排出・処理状況を考慮して、必要と思われる施設を整備し、札幌市リサイクル団地を活用した再生利用を推進します。

2.1 建設工事現場等の排出事業場への立入指導

事業者による適正処理の確保のため、産業廃棄物の保管状況やマニフェスト、委託契約書、帳簿等の各種書類について、排出事業場への立入により確認指導を行います。

特に建設業から排出される産業廃棄物は、札幌市内から発生する産業廃棄物の多くを占めていることから、建設リサイクル法の届出対象工事等に立入を実施し、適正処理について指導していきます。適正処理と併せて、可能な限り再資源化・減量化をすよう普及啓発を行います。また、石綿（アスベスト）含有廃棄物の発生する建設工事については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）」等に基づいた処理について、指導していきます。

また、事業場外保管を行う事業者に対しても、適正な保管基準を満たすよう保管場所の立入指導を実施します。

排出事業場への立入は年間 100 件以上実施することを目標とします。

2.2 処理施設等への立入指導

産業廃棄物処理業者が排出事業者から受託した産業廃棄物を処理基準に従った、適正な処理を行っているか行政としても監視・指導していく必要があります。

このことから、産業廃棄物収集運搬業に係る積替え保管施設及び産業廃棄物処分業に係る処理施設を、毎年 60 社立入することを目標とし、受託した産業廃棄物の処理状況、各書類の保管状況や施設の維持管理の状況等についても確認指導を行います。

2.3 適正処理等に係る普及啓発

排出事業者、産業廃棄物処理業者等を対象とし、法改正に伴う新制度や産業廃棄物処理基準の遵守、再生利用に資する情報等に係る普及啓発をガイドブックの配布等の活動により実施し、産業廃棄物に関する知識の向上を図ります。

施策3 手続き等の電子化の推進及び情報提供

3.1 電子化の推進

行政手続き等の利便性の向上を図るため、各種報告書について、電子化による提出を推進し、現状約27%（2020年度）の提出率を60%まで引き上げることを目標とします。また、廃棄物処理法上の届出等についても電子提出が可能な仕組みを検討します。

また、電子マニフェストの利用について、事務処理の効率化やデータの透明性の確保等の観点から排出事業者にとって多くのメリットがあるため、加入への普及啓発を行います。加えて、排出事業者が電子マニフェストを活用しやすい環境を整備するため、各許可業者にも電子マニフェストの加入を促進します。

3.2 産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供

事業者等へのアンケート調査や行政報告を活用し、定期的に本市における産業廃棄物の排出、処理状況の推計調査を実施します。

この調査結果については、各事業者に本市の排出状況等を認識してもらうとともに、自主的な排出抑制、再生利用等の取組に資する情報として活用できるよう、ホームページ等で情報提供を行います。

施策4 循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討



4.1 市域内処理のあり方を検討

札幌市は、第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画まで、方針の一つとして市域内処理を掲げ、都市としての社会的責務の観点からこれを推進してきました。

今後については、この理念を維持しつつも、地域循環共生圏の形成を基にした循環型社会の実現を目標としながら、市域内処理のあり方を検討していきます。

4.2 札幌市が受け入れている産業廃棄物の見直し

産業廃棄物は事業者による処理が原則であることから、札幌市で受け入れている産業廃棄物のうち、民間の処理施設で受け入れるべき産業廃棄物については、排出、処理動態等も鑑みながら、受入について見直していきます。

4.3 市内処理施設による再生利用の推進

本市では、「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等の公共工事における環境配慮の基本的な指針を掲げ、建設系廃棄物の減量化や再生利用の推進を掲げております。そのため、市発注工事については、この指針に基づき再生利用を推進するとともに、市内処理業者の育成のため、市内処理施設の活用を図ります。

施策5 不法投棄等の防止対策の推進



5.1 不法投棄パトロール

監視パトロール員の巡回監視を行い、不法投棄や不法焼却等の不適正処理の発見及び適正処理の指導を行い、監視カメラや警告板（のぼり）の設置により、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、不法投棄等事案について、関係機関と協力し、厳しい指導をしていきます。

5.2 市民及び事業者との協力体制の推進

市民による不法投棄ボランティア監視員制度や事業者、関係団体との不法投棄監視協力等に関する協定の締結により、市民、事業者、行政が協働しあい、一体となって不法投棄防止対策に努めます。

施策6 特別管理産業廃棄物の適正処理



6.1 PCB廃棄物の期限内処理の推進

PCB廃棄物は処分期限が定められており、処分を行うまでの間については適正な保管を行わなければならないとされています。

PCB廃棄物の保管等の届出をしていない事業者の把握をしていくとともに、保管事業者に対しては、適正かつ計画的な処理を行うよう指導していきます。

6.2 感染性廃棄物の適正処理

感染性廃棄物はその性状から、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があるため、医療機関等の感染性廃棄物を排出する事業場に対し、特別管理産業廃棄物管理責任者の適切な配置や、感染性廃棄物の適正な保管、排出等の廃棄物処理法の遵守、「感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいた処理について指導していきます。

【コラム】新型コロナウイルス感染症への対応

国の定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務の一つとして位置付けられており、十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続することが求められております。

このような中、本市では、適正かつ円滑な廃棄物処理のため、対応を実施してきました。対応の一例は以下のとおりです。

○ 宿泊療養施設から発生する廃棄物の取扱い

札幌市では、軽症者等を受入れする宿泊療養施設の開設にあたり、国の通知等を踏まえて、関係者との協議を行い、少しでも感染の可能性がある廃棄物については、可能なかぎり感染性廃棄物に準じて扱うこととしました。また、感染性廃棄物の容器に入れたうえで排出し、回収時は個人防護具を使用するなどの感染防止対策を徹底するルールを定めました。

○ 処理体制の確保

産業廃棄物処理業者に感染性廃棄物の処理状況を随時確認し、感染性廃棄物の円滑な処理体制の確保に努めています。

6.3 廃石綿等の適正処理

アスベストを使用した建築物の解体が、令和10年頃にピークを迎えることと予測されています。廃石綿等が発生するアスベスト除去作業等については、大気汚染防止法により届出を行う必要がありますが、届出の審査時に、発生段階から最終処分までの一連の適正処理について確認し、必要な指導を行います。

7.1 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し

被災した損壊家屋等については、すみやかな都市機能の回復を行うため、必要に応じて廃棄物として適正にかつ迅速に処理をする必要があります。

災害廃棄物は、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市が処理を実施するべきものです。これらは分類上、一般廃棄物ですが、その多くは産業廃棄物と同等の性状です。大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、産業廃棄物処理施設の活用による処理の委託等も含めた処理実務を定めている「札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアル」を整備しておりますが、法改正や「札幌市災害廃棄物処理計画」の改定等に対応するとともに、様々な災害へ対応するため、マニュアルの適宜見直しを行います。

7.2 関係団体等との連携

公益社団法人北海道産業資源循環協会と締結している「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づき、発災時には直ちに協力依頼ができるよう、具体的な手続き等を平時から確認する必要があります。

また、近隣市町村と締結している「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づき、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来す事態の発生等に備え、廃棄物処理施設等に関する相互支援により、円滑な処理体制の確保が重要です。

このことより、関係団体等との定期的な意見交換を実施し、発災時の円滑な対応に備えます。

7.3 災害対応事例の収集と対応の検討

本市は平成 30 年北海道胆振東部地震を経験し、民間処理施設等を活用しながら、被災した家屋の公費撤去事業を実施しました。この経験を活かし、地震による被害が発生した場合における処理体制の確保について、得られた知見をマニュアルへ反映させるなど対応をしたところです。これに加えて、近年の気候変動により、全国各地で集中的な豪雨の被害を受けていることから、風水害などの本市が経験したことのないような災害への対応についても考えていかなければなりません。

より盤石な災害対応とするため、過去の災害対応事例の情報の収集を行い、仮置場規模の検証や処理業者との調整等、必要な処理体制について検討していきます。



8.1 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討

近年の様々な社会変化として、全国的に甚大な被害を発生させる自然災害の頻発、外国政府による廃棄物輸入規制等による国内での廃棄物処理の滞留の懸念、新型コロナウイルス感染症とそれに備えるための新しい生活様式による影響等が挙げられます。また、本市特有のものとして、2030年に向けた新幹線の開業や冬季オリンピック・パラリンピックの招致、札幌駅周辺を中心とした市内の再開発等といった大きな環境変化がありますが、これらは廃棄物の発生等においても大きな影響を及ぼすものと考えられます。

これらの産業廃棄物処理への影響について随時把握することとし、必要な取組を検討していきます。

8.2 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査

地域循環共生圏の形成のためには、最適な規模で資源を循環させることが重要であり、循環資源や地域特性などに応じて、広域的処理等の方法で、循環利用を実現することが必要です。よって、北海道内の産業廃棄物処理の情勢変化も捉えつつ、本市から発生した循環資源の移動状況を把握することが重要となってきます。

このことから、地域循環共生圏の形成に向け、本市及び近郊を中心とした産業廃棄物の広域処理や再生利用の実態を調査します。

8.3 気候変動対策の推進

近年、世界中で影響を及ぼしている気候変動への対策として、国際的枠組みである「パリ協定」が採択・発効となるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

本市においても、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、2020年2月に2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明し、気候変動対策行動計画において、2050年のゼロカーボンに向けて、2030年までに温室効果ガス排出量を半減（2016年比で55%削減）することを目標に掲げて取組を進めることとしています。

また、国においても2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを表明し、その実現に向けて2020年12月にはグリーン成長戦略が策定されたところです。

このことから、廃棄物の再生利用のみならず、温室効果ガスの排出削減にも資する、廃棄物系バイオマスの再生利用、さらには再生可能エネルギーへの転換も可能な処理施設の整備を検討し、気候変動対策の取組についても推進します。